

2025年度 東京大学国際卓越大学院

「教育研究創発国際卓越大学院」プログラム生募集要項

本プログラムの教育研究上の目的

本プログラムは、新たな教育研究の創発に貢献する国際的人材を育成することを目的とする。

養成する人材像

教育を対象とする先端的な調査研究および基礎的研究を実施し、過去と未来を架橋しエビデンスと明確な理念に基づいて政策立案並びに分野融合型の教育関連の先導的な理論と実践を創発し、その成果を広く社会および海外に発信する「知のプロフェッショナル」。

1. 申請資格

本プログラムに申請をすることのできる大学院学生は、教育学研究科修士課程に在籍し、2026年4月に本研究科博士課程進学予定の者で、かつ次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 本プログラムの趣旨、履修要件等のルールを十分に理解する者
- (2) 2026年度採用分の日本学術振興会特別研究員（DC1）に申請済みの者
- (3) 博士の学位記に本プログラムを修了したことが付記されることを了解する者

2. 選抜方法

プログラム生の選抜は、日本学術振興会特別研究員（DC1）申請書類の研究計画書そのプレゼンテーション、関連分野の学識を問う口述試験、研究指導者（評価者）の評価書及び履修成績等により総合的に審査する。

3. 募集人員

10名程度

4. プログラム修了要件

東京大学大学院国際卓越大学院教育プログラムに関する規則「別紙 教育課程及び修了要件〔2. 教育研究創発国際卓越大学院〕」の定めによる。

・前述の修了要件のうち、プログラム生が所属する専攻修了のための必要単位および教育研究創発国際研修単位の修得は、標準修業年限内に完了することが必要。

5. プログラム生の選抜結果発表及び採用手続

プログラム生の選抜結果の発表は、2025年7月17日（木）14時頃に、教育学研究科掲示場に掲示するとともに、申請者全員に対し選抜の結果をプログラム申請書に記載されたE-mailアドレス宛に通知する。

採用内定者は、手続書類を学生支援チーム（大学院担当）窓口で受領し、7月28日（月）迄に必要な採用手続を行うこと。所定の期間内に採用手続を行わない場合は、採用内定を辞退したものと取り扱う。

6. 申請手続

(1) 申請方法

所定の書類を、申請期間中に学生支援チーム gakuseishien.p@gs.mail.u-tokyo.ac.jp（国際卓越大学院担当）宛の電子メールに添付して提出すること。

(2) 申請期間

2025年5月22日(木)9時00分から5月27日(火)17時00分まで。

7. 提出書類等

(1) 申請者が作成し提出する書類

○プログラム申請書 1部 …… 所定の用紙に所要事項を記入しファイル名は「(学生証番号)プログラム申請書」とすること。

○日本学術振興会特別研究員(DC1)申請書類の写し 1部

「申請書情報」、「申請内容ファイル」および「【研究計画】別添(特別研究員奨励費申請者にかぎる)」

※これら3点の書類は、学生支援チームにて日本学術振興会電子申請システムからダウンロードして用意するため、別途の提出不要です。

(2) 評価者が作成し提出する書類

○評価書 1部 …… 当該申請者のDC1申請に際し、研究指導者(評価者)が記載し学振へ提出した評価書のコピー。

※提出は上記6(1)に示されている方法により、評価者が学生支援チームへ直接送付するものとし、ファイル名は「(学生証番号)WINGS評価書」とすること。

8. 採用期間

本プログラム生の採用期間は、原則2025年9月から2029年3月までとする。

9. 経済的支援

修士課程在学中(2025年9月～2026年3月)は、卓越RA(リサーチ・アシスタント)として委嘱し、自身の研究テーマに基づく学術研究業務に対する対価として月額8万円の報酬を支給する。

博士課程在学中(2026年4月～2029年3月)は、月額18万円の奨励金を支給する。

なお、日本学術振興会特別研究員(DC1・DC2)に採択された場合でも、プログラム生を継続することとする。また、その場合WINGS-CER奨励金は打ち切りとなる。

※WINGS履修生の経済的支援に関する重複受給については、以下の「10. 注意事項(9)参照。

10. 注意事項

(1) 受付期間内に必要書類が完備しない申請は受理しない。

(2) 申請手続完了後は、どのような事情があっても、書類の変更は認めない。

(3) 事情により、申請手続等について変更することがある。変更があった場合は、本プログラムのウェブページで通知する。

(4) 申請にあたって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①履修者選抜(申請処理、選抜実施)、②採用者発表、③採用手続業務を行うために利用する。また、同個人情報は、採用者のみ、①教務関係(学籍、修学等)、②学生支援関係(就職支援、授業料免除申請等)に関する業務を行うために利用する。

(5) 申請書における記載内容について虚偽の記載をした者は、採用後においても遡ってプログラム

生であることを取り消すことがある。

(6)奨励金受給者は、応募資格がある場合、毎年日本学術振興会特別研究員（DC2）に応募しなければならない。

(7)卓越RA委嘱者及び奨励金受給者は、授業料免除の申請は可とする。

(8)奨励金は「雑所得」扱いとなるため、受給者は毎年確定申告を行うこと。

(9)WINGS履修生の経済的支援の重複受給については、次項（別紙）を参照すること。

(10)授業料免除申請について

・WINGSによる経済的支援と授業料免除が重複することは差し支えない。

(11)WINGSからの経済的支援を除き、生活費相当として十分な支援を受けると考えられる額（年間240万円程度）を超える収入がある場合は、WINGS（奨励金または卓越RA）による支援は行わないものとする。

(12)その他補足

1) 本プログラム出願前に他のWINGSに合格している者は、本プログラムに出願できない。

2) 本プログラムへの出願者は、出願～合格発表の期間が重複する他のWINGSプログラムに、申請することは認められない。なお、他のWINGSプログラムに不合格となった者が本プログラムへの申請資格を有しており申請時期に間合う場合は出願することは認められる。

3) 本年度プログラムに採用されたプログラム生で、次年度引き続きに博士課程に進学しなかった者はその時点でプログラム生の身分を失う。なお、その者が翌年度以降に本研究科修士課程に在学し、本プログラムへの申請資格を有している場合は、再度出願を行うことができる。

4) 今回不採択となった申請者であっても、翌年度において本プログラム申請資格を有している場合、その者は次年度に申請を行うことができる。

5) 従前にWINGS博士プログラム生として3年間活動した者が、本研究科の別専攻・コースに入学し、修士2年の5月に在学しDC1を申請している場合、その者は当該年度のWINGS-CERプログラム生に申請することはできないものとする。

11. 問い合わせ先

教育学研究科 学生支援チーム（国際卓越大学院担当）

電話：03-5841-3927

E-mail：gakuseishien.p@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

2025年3月

【WINGS履修生の経済的支援の重複受給のガイドライン】

■全学のWINGS運用ルールに基づき、WINGS-CERでは次のとおり運用する。

【前提】WINGSによる支援の可否は、収入が発生した時から将来1年間に渡り収入が年間240万円程度見込まれる場合には行われないことを原則とし、総合的に判断する。

【1】 アルバイト等による報酬受給

・プログラムに対する専念義務が生じるため、アルバイト等は原則不可とするが、以下に該当するものについては当該業務による報酬の受給を例外的に認める。

- ①事業目的等に基づく活動が、プログラムの実施に不可欠な場合のTA・RA（部局財源で行う卓越RA含む）
- ②診療従事者が教育研究上必要不可欠な場合に限り、医師・歯科医師・看護師の資格を有する者が研究従事機関の附属病院にて診療を行う医員等
- ③大学等高等教育機関（大学，短期大学，高等専門学校）における非常勤講師
- ④学生自身の研究に関連する学会関係の補助業務（単発なものに限る。学部生がアルバイトとして行うような単純労働は不可）
- ⑤スーパーサイエンスハイスクールをはじめとする高等学校における課題研究活動等のTA
- ⑥研究内容の社会実装の観点から学生が参加するベンチャー企業の報酬
- ⑦学生の教育研究上必要であるとプログラムコーディネーターが判断するもの
 - ・勤務時間数の上限は設けないが、プログラムの研究遂行に支障の無い範囲内とする。
 - ・アルバイト等により報酬を受給する予定のプログラム生は、該当業務開始前に指導教員の了解を得たうえで、年度内に実施した当該アルバイト等に関する、「WINGS-CERプログラム生 報酬受給報告書」（所定様式）を作成し、WINGS-CER運営委員会からの求めに応じ、適時に提出できるよう手元に保管しておくこと。

【2】 奨学金・フェローシップ等の受給

・学振DC^{*1}、外国人留学生に係る日本政府（文部科学省）奨学金、日本学生支援機構（JASSO）の学習奨励費、母国の奨学金、東大フェローシップ、東大外国人留学生支援基金、および、その他の制度としてJASSOの海外留学支援制度、トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラムは受給不可であるが、JASSO奨学金（貸与型）、民間奨学金（給付型・貸与型）^{*2}については受給が可能である。

※1：日本学術振興会特別研究員（DC1・DC2）に採用された場合でも、プログラム生を継続することとし、その場合WINGS-CER奨励金は打ち切りとなる。

※2：奨学金支給元の財団等の規則により、重複受給が認められない場合があるので、個別に確認すること。

【3】 インターンシップへの参加および報酬受給

・雇用契約に基づくインターンシップについては、以下に該当する場合に限り参加・報酬受給を認める。

①インターンシップの内容が研究課題の遂行に資する研究トレーニングになるものであり、かつ、研究課題の遂行に支障が生じないものであること。

②当該インターンシップが①に該当することを研究指導者が承諾すること。

③参加期間が、原則として採用期間中において通算して6ヶ月以内であること。

・インターンシップに参加を希望する者は、以下の書類を、インターンシップ参加予定日の1ヶ月

前までに学生支援チーム（国際卓越大学院担当）窓口に提出すること。

- ①WINGS-CERプログラム生 インターンシップ参加願（所定様式）
- ②WINGS-CERプログラム生 インターンシップ参加計画書（所定様式）
- ③インターンシップの内容について、詳細が分かる書類等（募集要項等）
- ④雇用契約書の写し又はこれに相当する書類（様式任意）

・インターンシップへの参加の可否については、WINGS-CER運営委員会において審議の上、決定する。

【4】重複受給制限額について

- ・WINGS奨励金あるいは卓越RAによる報酬を除き年間240万円程度を越える収入がないこと。
- ・これを越える場合はWINGS奨励金あるいは卓越RAによる報酬が支給停止されるので留意すること。